

大津市企業局水道施設承認工事検査要領

(令和7年3月31日改正)

大 津 市 企 業 局

大津市企業局水道施設承認工事検査要領

(目 的)

第1条 この要領は、開発事業に対する配水管等設置要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき、公営企業管理者が承認した事業者による配水管その他の水道施設の工事（以下「承認工事」という。）の検査（以下「承認工事検査」という。）について、厳正かつ的確で効率的な検査を実施するため、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(検査の対象等)

第2条 この要領による検査の対象は、要綱第10条に規定する承認工事とする。

(検査の種類)

第3条 承認工事検査の種類は、次のとおりとし、その意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 完工検査

承認工事において工事が完成したときに行う検査をいう。

(2) 中間検査

工事完成後では出来形の確認が困難な工事に行う検査、既済部分を使用するため工事の出来形部分に対して行う検査、工事の進捗状況、施工技術等、工事の実態を常に把握し適正な完工検査の執行を期するために行う検査、その他必要に応じて随時工事中に行う検査をいう。

(3) 資材検査

必要に応じて行う工事現場に搬入済みの工事用資材及び製造工場等にある製品の検査をいう。

(検査員)

第4条 検査員は、工事監理課の職員とする。ただし、共同ガス工事が少額随意契約の場合の承認工事検査については、施工管理担当課の課長補佐級以上の職員とする。この場合、当該工事の監督員と兼務はできない。

(検査員の服務要領)

第5条 検査員は、承認工事検査を実施するときは、あらかじめその対象となる工事等に係る承認書、仕様書及び承認図面（以下「承認関係図書」という。）を熟知しておかなければならない。なお、承認関係図書については、要綱等の定めによるものとする。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査し、合格又は不合格を決定しなければならない。ただし、可否を判定し難い事項に関しては、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査員は、検査の結果に基づく設計及び施工上の意見を率直に表明するとともに、工事関係者に対し施工技術の向上を図るよう指導しなければならない。

(検査手続き)

第6条 開発事業に対する配水管等設置要綱取扱基準（以下「取扱基準」という。）に規定するもののほか、事業者は、第3条第2号又は第3号に規定する検査を受けようとするときは、中間（資材）検査願（様式1）を公営企業管理者に提出しなければならない。

- 2 事業者から取扱基準に規定する完工届検査願を受理したとき又は前項に規定する中間（資材）検査願を受理したときは、施工管理担当課長は、直ちに承認工事検査執行依頼書（様式2-1）に承認工事関係図書を添えて工事監理課長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、共同ガス工事が少額随意契約の場合は、監督員（取扱基準に基づき選任された者をいう。以下「監督員」という。）が、承認工事関係図書を検査員に提出しなければならない。この場合において、次項及び第5項の規定は、適用しない。
- 4 工事監理課長は、前項の承認工事検査執行依頼書を受理したときは、承認工事検査執行通知書（様式2-2）により施工管理担当課長に検査日時を通知しなければならない。再検査についても同様とする。
- 5 工事監理課長が特に必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず、施工管理担当課長に検査日時を通知し、承認工事検査を実施することができる。

（検査の時期）

第7条 承認工事検査は、完工届検査願、中間（資材）検査願を受理した日から14日以内に実施しなければならない。

（検査の立会）

第8条 検査は、監督員、施工業者担当者(承認関係図書で指定された施工業者の担当者をいう。)及び検査員が必要と認める者の立会いの上で、行わなければならない。

（検査の方法）

第9条 検査員は、承認関係図書等に基づき工事執行の状況を確認するものとし、必要と認めるときは、当該工事の関係書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めることができる。

- 2 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、工作物の一部を破壊又は掘削することができる。
- 3 検査に係る工事の目的物が地中、水中等にあり、その数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難な工事でその可否を判定し難いものは、施工業者担当者等及び監督員から施工状況を聞き、記録写真、その他必要な方法により検査することができる。
- 4 資材検査は、製造現場での検査及び製品の抜き取り検査の方法によることができる。製造者又は納入者に工場等における検査記録その他の関係書類を提示若しくは提出させ、又は事実の説明を求めて検査の資料とすることができる。

（工事の手直し命令）

第10条 検査員は、検査の結果、施工が承認関係図書等に適合しないと認めるときは、その原因を究明し、期限を定めて手直し、改造その他必要な処置（以下「手直し等」という。）を工事検査指示書（様式3-1、同3-2及び同3-3）により命ずるとともに、施工管理担当課長にその旨を通知しなければならない。

（手直し完了届の提出）

第11条 施工業者は、手直し工事が完了したときは、速やかに手直し完了届（様式4）を公営企業管理者に提出し、再検査を受けなければならない。

（再検査）

第12条 施工管理担当課長は、前条に規定する手直し完了届を受理したときは、第10条の規定により検査員から受理した工事検査指示書及び再検査の承認工事検査執行依頼書を工事監理課長に提出しなければならない。ただし、共同ガス工事が少額随意契約の工事を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の手直し等の内容が僅少かつ軽微なもので短期間のうちにその措置が講じられると認められるものにあつては、施工管理担当課長からの手直し完了の報告をもって再検査の実施に代えることができる。

(検査の中止等)

第13条 検査員が検査又は再検査（以下「検査」という。）を行う際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該検査を中止した上、直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 事業者又は施工業者若しくはそれらの使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査員の指示に従わないため検査を行うことが困難なとき。
- (2) 工事の施行状況が承認関係図書等と著しく相違し、工事に重大な欠陥があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査をすることが不適当と認められるとき。

(検査の復命等)

第14条 検査員は、検査の合格を認めたときは、次に掲げる書類を添付した検査書及び承認工事検査結果書（様式5）を作成し、遅滞なく工事監理課長の決裁を経て公営企業管理者に提出しなければならない。ただし、共同ガス工事が少額随意契約の工事は、検査書を作成し、施工管理担当課長の決裁を経て公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 手直し完了報告書（手直しを命じたときに限る。）
- (2) その他必要な書類

(開発区域内に水道管のみの場合)

第15条 開発区域内に水道管のみの場合、承認時の配管延長が50.0m以下の承認工事検査については、施工管理課の補佐級以上の職員とする。

(その他必要事項)

第16条 その他この要領に定めのない事項については、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式という。」）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。